

1 - 3 除却

書類		確認	備考
被相続人居住用家屋等確認申請書		☐	空家の相続人が複数いる場合は、相続人ごとに申請書一式を提出してください。
委任状		☐	・代理人(本人以外)が申請する場合に必要です。様式は問いません。
①	被相続人の除票住民票の写し ※コピーは原則不可。 ※戸籍ではなく除票住民票。	☐	・有効期限はありませんが、相続発生日以降に取得してあれば結構です。 ・住民登録されていた世帯員全員が記載された除票住民票の写しをお願いします。
②	相続人の住民票の写し ※コピーは原則不可。	☐	・家屋の取壊し日以降に取得してください。 ・空家の相続人が複数いる場合、全員の住民票の写しが必要です。 ・個人番号(マイナンバー)は省略もしくは黒塗りしてください。 ・被相続人の死亡後、もしくは老人ホーム入所後から2回以上転居している方は、戸籍の附票の提出が必要です。
③	敷地等の売買契約書	☐	・譲渡日に変更があった場合、変更後の譲渡日が分かる覚書等も必要です。
④	家屋の閉鎖事項証明書及びその敷地の登記事項証明書 ↑法務局で取得できます ※コピーは原則不可。	☐	・未登記物件の場合は、取壊しをした時期と対象を確認できる資料(除却工事の請負契約書のコピー等)、かつ相続人の数を確認できる書類(遺産分割協議書のコピー等)を提出してください。 ・換価分割の場合は遺産分割協議書も合わせてご提出ください
⑤	以下のいずれか一つ		
	電気、又はガス等の使用中止日が確認できる書類	☐	・当該家屋(空家)の所在地と、使用中止日の記載があるものを提出してください。 ・相続から譲渡までに、使用中止されている必要があります。

1－3 除却

			例)使用中止時の検針票や領収書で、使用中止日が分かるもの
	宅建業者が「現況空き家」と表示した広告	☐	・宅地建物取引業者による広告が行われているものに限ります。例)宅建業者の広告チラシやホームページを印刷したもの。

※①②④の書類:空家の相続人が複数いる場合かつ、相続人の1人から写しが提出されている場合のみ、他の申請者は コピーでの提出が可能です(同時に申請する場合に限ります)。

※被相続人が老人ホーム等に入所していた等の場合は、以下の書類も追加で提出してください。

※被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、譲渡日が平成 31 年4月1日以降であることが要件です。

書類	確認	備考
⑥	以下の三つ全て	
要介護・要支援認定等を受けていたことを証する書類	☐	・介護保険法の被保険者証、障害者総合支援法の障害福祉サービス受給者証、要介護認定等の決定通知書などを提出してください。
老人ホーム等の名称・所在地・施設の種類・入所日が確認できる書類(入所時の契約書等)	☐	・老人福祉法に規定する認知症対応型共同生活援助事業が行われる住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などに入所されていることを確認します。
電気、ガス等の契約名義(支払人)及び使用中止日が確認できる書類 又は 老人ホーム等が保有する対象 家屋への外出、外泊等の記録	☐	・電気、ガス等の契約名義(支払人)及び使用中止日が確認できる書類とは、支払い証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し、クレジットカードの利用明細(最終の料金引き落とし日が分かるもの)などです。なお、相続まで使用中止していないこと、契約 名義人は被相続人であることが必要です。